

(仮称)久慈・九戸風力発電事業に係る計画段階環境配慮書に対する環境大臣意見

本事業は、ジャパン・リニューアブル・エナジー株式会社が、(仮称)岩手県北部地区風力発電事業として、岩手県北部地域で風力発電事業を進める3事業地区のうち、岩手県九戸村、久慈市及び軽米町にかかる「久慈・九戸地区」において、最大で総出力84,000kWの風力発電所を設置するものである。

本事業は、環境負荷の少ない風力発電事業であり、再生可能エネルギーの普及の観点からも望ましいものである。

一方、本事業の事業実施想定区域の周辺は、久慈平庭県立自然公園及び県指定鳥獣保護区等が存在する自然環境の保全上、重要な地域である。また、イヌワシ等の希少猛禽類の生息が確認されている他、ガン・カモ類等の渡り鳥の渡り経路となっている可能性があり、本事業の実施に伴い、これらの環境保全上重要な地域及び鳥類等への影響が懸念される。

さらに、事業実施想定区域の近隣には複数の住居が存在し、工事中及び供用時における騒音等及び風車の影による生活環境への重大な影響が懸念される。

これらを踏まえ、本事業計画の更なる検討に当たっては、以下の措置を適切に講ずることにより、対象事業実施区域の設定及び風力発電設備等の配置等を検討すること。また、それらの検討の経緯及び内容については、方法書以降の図書に適切に記載すること。

1. 対象事業実施区域の設定

対象事業実施区域の設定に当たっては、計画段階配慮事項に係る環境影響の重大性の程度を整理し、事業実施想定区域からの絞り込みの検討経緯を明確にし、比較すること。

2. 各論

(1) 騒音等について

事業実施想定区域の近隣には複数の住居が存在しており、工事中及び供用時における騒音等による重大な環境影響が懸念されることから、環境保全に十全を期すことが求められる。このため、当該区域における風力発電設備及び取付道路等の附帯設備(以下「風力発電設備等」という。)の構造・配置又は位置・規模(以下「配置等」という。)の検討に当たっては、「騒音に係る環境基準の評価マニュアル」(平成11年7月、環境省)及び最新の知見等に基づき、適切に調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、風力発電設備等を住居から可能な限り離隔すること等により、騒音等による影響を回避又は極力低減すること。

(2) 風車の影について

事業実施想定区域の近隣には複数の住居が存在しており、供用時における風車の影による重大な環境影響が懸念されることから、環境保全に十全を期すことが求められる。このため、当該区域における風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、住居への環境影響について調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、風力発電設備を住居から可能な限り離隔すること等により、風車の影による影響を回避又は極力低減すること。

(3) 鳥類に対する影響

事業実施想定区域及びその周辺は、イヌワシ等の希少猛禽類の生息が確認されている他、ガン・カモ類等の渡り鳥の渡り経路となっている可能性がある。このため、風力発電設備への衝突事故や生息環境の劣化及び移動経路の阻害等によるこれら鳥類への重大な環境影響を回避するため、本事業の風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、鳥類に関する調査及び予測を行い、専門家等からの助言を踏まえ、環境影響を評価すること。特に、希少猛禽類については、適切な時期・回数調査を実施し、営巣地・飛翔行動・飛翔高度・採餌行動等を明らかにし、生息及び繁殖への影響を的確に把握すること。その結果を踏まえ、必要に応じ環境保全措置を講ずることにより、鳥類への影響を回避又は極力低減すること。

なお、猛禽類の調査、予測及び評価に当たっては、「猛禽類保護の進め方(改訂版)」(平成24年12月、環境省自然環境局野生生物課)を踏まえて行うこと。

3. 事業計画の見直し

上記2.(1)及び(2)により、騒音等及び風車の影による影響を回避又は十分に低減できない場合は、事業実施区域の見直しや基数の大幅削減を含む事業計画の抜本的な見直しを行うこと。

4. その他

(1) 環境保全措置の検討

環境保全措置の検討に当たっては、環境影響の回避・低減を優先的に検討し、代償措置を優先的に検討することがないようにすること。

(2) 累積的な影響

本事業地区は、(仮称)岩手県北部地区風力発電事業として、「折爪岳北地区」及び「折爪岳南地区(期地区、期地区)」の各事業地区と一体的に開発する計画であり、各事業地区の事業実施想定区域が比較的近いことから、累積的な影響が懸念される。このため、影響を一体的に捉える必要のある評価項目については、相互の累積的な環境影響について予測及び評価をすること。